

令和6年度

保険料の改定について

令和6年4月1日から国民健康保険料は次のようになります。

▼ 保険料月額 〈毎月月末納付期限〉 ▼

組合規約第19条に基づく

医療保険料（基礎賦課額）＋ 後期高齢者支援金保険料（後期高齢者支援金賦課額）

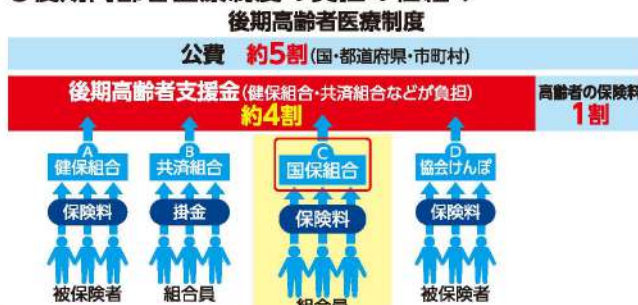
| <0歳～74歳の方> ※後期高齢者を除く | 現行 令和6年3月31日まで | 内 訳 | |
|-------------------------|-------------------|---------|-------------|
| | | 医療保険料 | 後期高齢者支援金保険料 |
| 税理士である組合員 | 38,600円 | 33,500円 | 5,100円 |
| 勤務税理士である組合員 | 30,600円 | 25,500円 | 5,100円 |
| 従業員である組合員 | 22,500円 | 17,400円 | 5,100円 |
| 家 族 一人当たり | 13,500円 | 8,400円 | 5,100円 |



| <0歳～74歳の方> ※後期高齢者を除く | 改定後 令和6年4月1日より | 内 訳 | |
|-------------------------|-------------------|--------------|---------------|
| | | 医療保険料 (据え置き) | 後期高齢者支援金保険料 |
| 税理士である組合員 | 39,000円 | 33,500円 | 5,500円 |
| 勤務税理士である組合員 | 31,000円 | 25,500円 | 5,500円 |
| 従業員である組合員 | 22,900円 | 17,400円 | 5,500円 |
| 家 族 一人当たり | 13,900円 | 8,400円 | 5,500円 |

※【後期高齢者支援金保険料】は、上記の社会保険診療報酬支払基金への支払額に応じて、当組合の被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、後期高齢者（75歳以上の方）が増える等の要因によって、「後期高齢者支援金」の支払額が増えれば、【後期高齢者支援金保険料】も増えることとなっております。

●後期高齢者医療制度の負担の仕組み



介護保険料（介護納付金賦課額）

| <40歳～64歳の方> (第2号被保険者) 一人当たり | 現行 令和5年3月31日まで | 改定後 令和6年4月1日より |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| | | 5,800円 |

※介護納付金分は介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者）が介護保険料として納めることとなります。

※【介護保険料】は、当組合に対して社会保険診療報酬支払基金から明示された「介護納付金」の支払額に応じて、当組合の40歳から64歳までの被保険者人数で按分して保険料の額を決めており、当組合が支払う「介護納付金」の額が増えれば、【介護保険料】も増えることとなっております。

☆上述のとおり、【後期高齢者支援金保険料】は、「後期高齢者支援金」の支払いに充てられ、【介護保険料】は、「介護納付金」の支払いに充てられるため、「療養給付費（医療費）」や「保健事業費」等の組合の支出については、【医療保険料】で賄うこととなっております。

後期高齢者組合員保険料（後期高齢者賦課額）

後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の方、または65歳～74歳で各府県の広域連合から一定の障害認定を受けた方）で、当組合の「後期高齢者組合員」として登録した方の保険料です。

※組合員が後期高齢者に該当して被保険者資格がなくなっても、組合員資格を残せば75歳未満の家族や従業員は従来どおり被保険者資格を継続できます。

| <後期高齢者組合員の方> | (据え置き) |
|--------------|--------|
| 税理士である組合員 | 2,000円 |
| 勤務税理士である組合員 | 2,000円 |
| 従業員である組合員 | 2,000円 |

去る令和6年2月14日に開催された第141回組合会において
令和5年度決算見込みの報告及び令和6年度予算等を承認・可決しました。

令和6年度の保険料については、医療保険料は据え置きます! (各保険料の詳細は
「後期高齢者支援金保険料」、「介護保険料」については改定することとなりました。 次頁をご参照ください)

令和5年度においては、高額な医療の件数が減ったこと等によって、療養給付費(医療費)が前年度と比べ、約9千万円減少する見込みとなっております。そのため、単年度収支で約6千万円の黒字となる見込みでございます。

令和6年度においても、歳入面では、被保険者減少による保険料収入の減少とともに、国からの補助金が減少、その一方で、歳出面では高額薬剤の保険適用による医療費の増加が懸念される状況であり、組合財政は厳しい状況が続いております。このような状況のなか、令和4年度から2年続けて「医療保険料」の引き上げを行いました。上述のとおり、療養給付費(医療費)の伸びが抑えられたことにより、令和5年度の単年度収支が黒字になる見込みであるため、**令和6年度の「医療保険料」は据え置くことといたしました。**

また、被保険者全員が支払う「後期高齢者支援金保険料」及び40歳から64歳までの被保険者が支払う「介護保険料」については、負担額を一人当たりで按分し算出した結果、それぞれ改定することになりました。

令和6年度の予算額は、**総額 105億415万1千円**
前年度の補正予算と比較して、**3.47%減、3億7千709万9千円の減少** となっています。

当組合の被保険者数は減少傾向が続いており、令和5年度の平均被保険者数は2万3千63人となる見込みです。今後も減少が予想されるため、令和6年度予算では、前年度対比で、904人マイナスの2万2千159人としました。

歳出面では、保険給付費の予算額が前年度より約2億8千万円の減少となっていますが、一人当たりの医療費は高額薬剤の保険適用等による増加を考慮し、対前年度比4.81%増を見込んでおります。また、社会保険診療報酬支払基金へ支払う「後期高齢者支援金等」の予算額は、15億8千279万円で、国の算定した加入者一人当たり負担額が大幅に増えたため、前年度予算額より約1千750万円の増加となり、国からの補助金や被保険者数を勘案した結果、一人当たり負担額は400円の増となりました。さらに、「介護納付金」の予算額は8億3千157万円となり、国からの補助金や40歳から64歳の第2号被保険者の人数を勘案した結果、一人当たり負担額は200円の増となりました。

歳入面では、令和6年度の国庫支出金につきまして、令和4年に実施された組合加入者の所得調査の結果が反映され、医療費等にかかる定率の補助率が14%から13%に削減され、前年度予算額より9千864万円減の9億5千289万2千円となりました。

このような状況において、令和4年度から2年続けて「医療保険料」を引き上げたこと、令和5年度の医療費が前年度より約9千万円下がる見込みであること、令和5年度の単年度収支が約6千万円の黒字になる見込みであること等から、**令和6年度は「医療保険料」の引き上げを回避し、据え置くことといたしました。また、国に拠出するために徴収している「後期高齢者支援金保険料」と「介護保険料」については被保険者数に按分したうえで、改定することといたしました。**なお、「後期高齢者組合員保険料」につきましては、現行の月額2千円のまま据え置くことにいたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 予算額内訳

(単位：千円)

